

検討事項	【任意事項】 自己情報の開示決定等の期限について（法第 108 条）																			
概 要	<p>1 相違点</p> <p>(1) 開示等の決定等の期限</p> <p>現行の個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 22 条は、実施機関は、自己情報の開示等の請求があったときは、当該請求に対する諾否の決定をしなければならず、その決定期限については、<u>開示は 15 日以内、訂正、削除、中止は 30 日以内</u>と規定（以下「原則期間」という。）しています。</p> <p>そのうえで、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、それぞれ <u>15 日を限度として延長</u>することができる（以下「延長期間」という。）としています。</p> <p>一方、改正個人情報保護法（以下「法」という。）においても、行政機関等の保有する、自己を本人とする保有個人情報の開示等を請求することができ、第 83 条（開示決定等の期限）、第 94 条（訂正決定等の期限）、第 102 条（利用停止決定等の期限）は、<u>原則期間及び延長期間いずれも 30 日以内</u>と規定しています。</p> <p>※ 現行条例の「削除」及び「中止」が、法の「利用停止」に当たります。</p> <p>(2) 開示決定期間の算定方法</p> <p>現行条例は、<u>請求のあった日から起算</u>するのに対して、法は、<u>請求のあった日の翌日から起算</u>します。</p> <table border="1" data-bbox="395 1294 1406 1518"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現行条例</th> <th>法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原則 期間</td> <td>開示</td> <td>15 日以内（初日算入）</td> <td>30 日以内（初日不算入）</td> </tr> <tr> <td>開示以外</td> <td>30 日以内（ 同上 ）</td> <td>30 日以内（ 同上 ）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">延長期間</td> <td>15 日以内</td> <td>30 日以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（参考）期限の特例</td> <td>15 日以内</td> <td>相当の期間内</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 法と異なる規定の可否</p> <p>(1) 法第 108 条は、「地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。」と規定しています。</p> <p>(2) 個人情報保護委員会は、開示決定等の期限について原則期間及び延長期間（ともに 30 日以内）のいずれについても、条例で規定することにより、30 日以内の任意の期間とすることは認めています。</p> <p>ただし、開示決定期間の計算方法について、法と異なる規定を設けることはできないとしています。</p>			現行条例	法	原則 期間	開示	15 日以内（初日算入）	30 日以内（初日不算入）	開示以外	30 日以内（ 同上 ）	30 日以内（ 同上 ）	延長期間		15 日以内	30 日以内	（参考）期限の特例		15 日以内	相当の期間内
		現行条例	法																	
原則 期間	開示	15 日以内（初日算入）	30 日以内（初日不算入）																	
	開示以外	30 日以内（ 同上 ）	30 日以内（ 同上 ）																	
延長期間		15 日以内	30 日以内																	
（参考）期限の特例		15 日以内	相当の期間内																	

実施機関
の考え方

原則期間及び延長期間ともに、法の期間を採用すると、現行条例の期間を大幅に伸ばすことになり、請求者に不利益な変更となる印象を与えるおそれがあるため、現行条例の取扱いを継続したいと考えます。

よって、改正法に伴う条例案においては、原則期間は、開示は14日以内、開示以外の訂正、利用停止は29日以内とし、延長期間を15日以内としたいと考えます。

なお、原則期間は、初日参入から初日不算入に期間計算の方法が変更となるため、表記上、現行条例の日数から1日減となります。

		現行条例	法	条例案
原則 期間	開示	15日以内	30日以内	14日以内
	開示以外	30日以内	30日以内	29日以内
延長期間		15日以内	30日以内	15日以内
(参考) 期限の特例		15日以内	相当の期間内	相当の期間内

また、法第84条は、開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日（※原則期間30日+延長期間30日）以内にその全てについて開示決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当部分につき当該機関内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りるとし、期限の特例について規定しています。

（※訂正請求については法第95条、利用停止請求については法第103条に期限の特例の規定あり。）

この点について、改正法に伴う条例案において、原則期間を14日以内、延長期間を15日以内とすることに伴い、上記「開示請求があった日から60日以内」を「29日以内」として規定することになります。

（※訂正請求及び利用停止請求については、「訂正（利用停止）請求があった日から60日以内」を「44日以内（注・原則期間29日+延長期間15日）」として規定することになります。）